

公益財団法人イノセンシオ夢挑戦財団

2025 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人イノセンシオ夢挑戦財団（以下、「財団」という）は、神奈川県内の高等学校の生徒に対し奨学援助を行うことにより、社会貢献を積極的に果たす気概を持った人材を育成し、神奈川県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 神奈川県内の高等学校 1 年生※に在籍する者。
※全日制、定時制、通信制いずれの課程も対象とする。なお、特別支援学校は含まない。
- (2) 経済的理由によって修学が困難と認められる者※。
※ 保護者（世帯主及び配偶者）の年収合計が 400 万円以下である者。
- (3) 学業成績、人物ともに優れている者。
- (4) 在学学校長が推薦する者。推薦人数は 1 高等学校あたり 2 名以内とします。

他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします。

4. 採用人数

10 名（1 年生 10 名）

5. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金額 月額 2 万円

(2) 給付の期間

奨学生採用時に在学している学校の正規の終了期間とする。

ただし、奨学金の休止又は廃止事由に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の交付が休止又は廃止される可能性があります。

奨学生に採用された年の 4 月から 6 月分の奨学金は、一度目の交付日に遡って支給します。

(3) 給付の方法

奨学金は、4 か月毎の一定日に交付するものとします（本人名義の銀行の預金口座に入金します）。

1 回目	4 月、5 月、6 月、7 月分	7 月 25 日
2 回目	8 月、9 月、10 月、11 月分	11 月 25 日
3 回目	12 月、1 月、2 月、3 月分	3 月 25 日

6. 奨学金の休止又は廃止事由

(1) 休止事由

ア 休学、あるいは長期に欠席するとき

(2) 廃止事由

ア 退学したとき

イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業成績が不良となったとき又は停学、その他の処分を受けたとき若しくは留年又は卒業延期の恐れが生じそれが確定的となったとき

エ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

オ 「3. 奨学生の応募資格」（(2) を除く）に定める奨学生としての資格を失ったとき

カ 財団が指定する日までに前年度の成績証明書等一定の資料の提出をしなかったとき

キ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

7. 手 続

(1) 提出方法

学校経由で応募すること。直接応募は認められません。

必要書類の郵送先

〒223-0062

神奈川県横浜市港北区日吉本町一丁目 27 番 29 号

公益財団法人イノセンシオ夢挑戦財団 事務局

(2) 提出期限

2025 年 5 月 20 日(火) (財団必着)

(3) 必要書類

ア 願書（財団指定フォーマット No.1）

イ 在学学校長の推薦書（財団指定フォーマット No.2）

※出身中学校の成績証明書の添付をもって本推薦書の学業成績欄記載に代えることができますが、その他の項目については在学高校で記入してください。

ウ 保護者（世帯主及び配偶者）の年収を証明する書類

次の①の書類とします。但し、②のケースに該当する場合は①に併せて②の提出も必要です。

① 令和 6 年度市町村民税・道府県民税課税(非課税)証明書（「全項目証明」で発行されたもの）（役所・行政サービスコーナー等で取得できるもの）。

② 「必要書類 ア願書（財団指定フォーマット No.1）」内に記載の「■家族の状況」と、①の書類に表示される家族状況に違いがある場合（例：現在は母が 1 人で子を扶養しているが①の書類の時点ではまだその状態ではなく扶養欄に表示がない、もしくはひとり親控除申請をする前で①の書類の時点ではまだひとり親欄に表示がない等）は、①を補完するものとして「戸籍謄本、児童扶養手当申請、健康保険証」など現在の家族状況がわかる書類。

エ 課題：将来の夢について、他（財団指定フォーマット No.3 を用い記載の①～⑤全ての設問に対しそれぞれ最低 200 字以上 400 字以下で回答すること。なお使用する言語は日本語又は英語に限る。）

※ウの書類については、コピーで構いませんが、大きさは A4 判で文字の判別ができる濃度でお願いします。A4 サイズでないものは、折り曲げるか A4 サイズの紙に貼付するなどしてください。

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を在籍する高等学校経由で本人に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の責務

奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催した場合には、積極的に出席をお願いします。また、前年度の成績証明書等一定の資料の提出が義務付けられています。

以上